

道州制特別委員会「中間とりまとめ」の扱いについて（案）

1 今回の中間とりまとめの位置付け

全国知事会道州制特別委員会では、本年 1 月に取りまとめた「道州制に関する基本的考え方」において、8 つの検討課題を提示し、これを本委員会と 2 つの P T において分担して検討することとしたところである。

これを受け、本委員会と 2 つの P T において、それぞれに検討を重ねてきたところであるが、8 つの検討課題すべてについて直ちに結論を出せるものではなく、また、性急に結論を急ぐべきでもないと考える。

したがって、道州制特別委員会としては、政府、政党、経済団体等の検討状況にも注意を払いつつ、来年度以降も引き続き検討を重ねていくこととし、そうした意味から、本年末を目途に取りまとめる内容については、これを「第 1 次中間とりまとめ」と位置付けることとする。

2 中間とりまとめの性格と内容

中間とりまとめは、特別委員会本体、組織・自治権 P T、税財政 P T においてそれぞれの課題について検討した成果を、一つにとりまとめるものとする。

現在、政府においては道州制ビジョン懇談会が本年度末を目途に中間報告をまとめるべく議論を重ねており、自由民主党においては、道州制調査会を総裁直属の推進本部に格上げすべく手続きを進めているところである。また、全国市長会においても、有識者を交えた検討組織を立ち上げたところである。

このような状況の中で、全国知事会道州制特別委員会としては、この度の「中間とりまとめ」を単にこれまでの検討状況報告とするのではなく、全国知事会議において了承を得た上で、本年 1 月の「基本的考え方」に続く道州制に関する全国知事会の提言としたい。このため、道州制特別委員会として意見の集約が図られていない事項は、このたびの「中間とりまとめ」には盛り込まないこととしたい。